



かんちゃん



148号

令和2年5月15日

全国間税会総連合会 全間連会報

発行者
全国間税会総連合会
会長 大谷 信義

事務局
〒103-0007 東京都中央区日本橋
浜町1-1-1日本橋村松ビル5階
TEL 03(5829)3901
FAX 03(5829)3902
URL <http://www.kanzeikai.jp>
E-mail info@kanzeikai.jp

印刷 株式会社 総北海

法人番号
(2700150004884)



しょうちゃん



札幌市：大通公園

〔主要目次〕

令和2年度 税制改正の概要……………2～4	広報だより……………12
令和2年度 国の一般会計予算等の概要…4～6	第47回通常総会（2020仙台大会）のご案内……13
局連だより……………7～9	納税の猶予・軽減税率制度への対応……14～16
「税の標語」の応募状況等……………10～11	

消費税 活かすみんなの 間税会



<http://www.kanzeikai.jp>

税制改正の概要

令和2年度税制改正においては、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げを促すための税制上の措置を講ずるとともに、連結納税制度の抜本的な見直しを行う。さらに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、NISA（少額投資非課税）制度の見直しを行う。このほか、国際課税制度の見直しや、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、納税環境の整備等が講じられた。

なお、改正事項は多岐にわたるため、主要の事項のみを掲載しました。

一 個人所得課税

(1) NISA（少額投資非課税）制度の見直し・延長

- ① つみたてNISAを5年延長する。（令和5年まで20年の積立期間を確保）
- ② 一般NISAについては、一階で積立投資を行っている場合には二階で別枠の非課税投資を可能にする二階建ての制度に見直した上で、5年延長する。
- ③ ジュニアNISAについては、延長せずに令和5年末で終了する。

(2) エンジェル税制の見直し

- ① 法定の項目に抛らず「成長性」を確認し、都道府県に代わってエンジェル税制対象企業の証明を行える者に、認定クラウドファンディング業者を追加する。
- ② 投資額を総所得金額から控除する優遇措置の対象に、設立後3年以上5年未満で一定の試験研究を行っているベンチャー企業を追加する。

(3) 低未利用地の活用促進

保有期間5年超、上物を含めて500万円以下等の要件を満たす低未利用地の譲渡所得に100万円の特別控除を創設する。

(4) 国立大学法人等に対する個人寄附の促進

国立大学法人等への個人寄附について、その寄附収入がイノベティブな研究に挑戦する若手研究者への研究費助成事業等に充てられる場合には、税額控除を選択できることとする。

(5) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

- ① 未婚のひとり親に寡婦（寡夫）控除を適用する。
- ② 寡婦（寡夫）控除について、
 - ・寡婦に寡夫と同等の所得制限（所得500万円（年収678万円））を設ける。

・住民票の続柄に「夫（見届）」「妻（見届）」の記載がある者は対象外とする。

・子あり寡夫の控除額を子ありの寡婦と同額にする。（所得税：27万円⇒35万円、個人住民税：26万円⇒30万円）

(6) 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

所得要件（48万円未満）が国内源泉所得のみで判定されるために、国外で一定以上の所得を稼得している国外居住親族でも扶養控除の対象にされているとの指摘を踏まえ、令和5年分以後の所得税につき、留学生や障害者、送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者を除く30歳以上70歳未満の成人について、扶養控除の対象にしないこととする。

(7) 私的年金等に関する公平な税制のあり方

私的年金等について、以下の見直し等が行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。

- ・DC（企業型・個人型）等の加入可能要件の見直しと受給開始時期等の選択肢の拡大
- ・中小企業向け制度（簡易型DC・iDeCoプラス）の対象範囲の拡大
- ・企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和
- ・ポータビリティの改善

(8) 森林環境譲与税の見直し

令和2年度から令和6年度までの森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、各年度の譲与額を見直す等の措置を講ずる。

二 資産課税

○ 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

- ① 土地又は家屋の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有

している者（相続人等）に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。

- ② 調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする。

三 法人課税

(1) オープンイノベーションに係る措置

事業会社から一定のベンチャー企業に対する出資について、その25%相当額の所得控除ができる措置を創設する。その際、一定期間（5年）内に、出資した株式を売却等した場合には、対応する部分の金額を益金に算入する仕組みとする。

(2) 投資や賃上げを促す措置

- ① 収益が拡大しているにもかかわらず賃上げにも投資にも消極的な大企業に対する研究開発税制などの租税特別措置の適用を停止する措置の設備投資要件について、国内設備投資額が当期の減価償却費総額の3割超（現行：1割超）とする。
- ② 大企業に対する賃上げ及び投資の促進に係る税制の設備投資要件について、国内設備投資額が当期の減価償却費総額の95%以上（現行：90%以上）とする。

(3) 5G導入促進税制

超高速・大容量通信を実現する全国5G基地局の前倒し整備及びローカル5Gの整備に係る一定の投資について、税額控除（15%）又は特別償却（30%）ができる措置を創設する。

(4) 連結納税制度の見直し

- ① 連結納税制度について、企業グループ全体を一つの納税単位とする現行制度に代えて、企業グループ内の各法人を納税単位としつつ、損益通算等の調整を行う仕組みとする。（グループ通算制度への移行）
- ② 地方税においては、現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて所要の措置を講ずる。

(5) 地方拠点強化税制の見直し

地方拠点強化税制における雇用促進に係る措置について、移転型事業の上乗せ措置における雇用者1人当たりの税額控除額を3年間で最大120万円（現行：90万円）に拡充する。

(6) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の見直し

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）につ

いて、手続の抜本的な簡素化・迅速化を図るほか、税額控除割合を現行の3割から6割に引き上げる。

- (7) 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し
- 電気供給業のうち、発電事業及び小売電気事業に係る法人事業税について、資本金1億円超の普通法人にあつては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金1億円以下の普通法人等にあつては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課することとし、標準税率等の見直しを行う。

四 消費課税

(1) たばこ税（国・地方）の見直し

- ① 紙巻たばこに類似したリトルシガーのような軽量な葉巻たばこについて、紙巻たばこと同等の税負担となるよう、最低税率を設定する。
- ② たばこ税率の引上げスケジュールにあわせて、一定の経過措置を講じ、最低税率を2段階（令和2年10月・令和3年10月）で引き上げる。

(2) 消費税の申告期限の延長

法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の申告期限を1月延長する特例を創設する。

(3) 日本酒の輸出拡大に向けた取組み

日本酒輸出用の製造免許（最低製造数量要件の適用除外）を新たに設ける。

五 国際課税

○ 国際的な租税回避・脱税への対応

子会社配当の非課税措置と子会社株式の譲渡を組み合わせた税務上の譲渡損失を創出する租税回避に対し、配当益金不算入制度の適用を受けて非課税とされる金額を子会社株式の帳簿価額から引き下げる等の見直しを行う。

六 納税環境整備

(1) 電子帳簿保存制度の見直し

電子的に受け取った請求書等をデータのまま保存する場合の要件について、ユーザーが自由にデータを改変できないシステム等を利用している場合には、タイムスタンプの付与を不要とするなど、選択肢を拡大する。

(2) 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

新たに個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を対象とし、金融機関等の特別徴収義務者が電子で申告及び納入を行うことを可能とする。

(3) 国外財産調書制度等の見直し

- ① 国外財産調書制度について、税務調査におい

て納税者が必要な資料を提示・提出しない場合は加算税を加重することとする。

- ② 国外で行われた取引等について、納税者が必要な資料を提示・提出せず、税務当局が外国税務当局に対して情報交換要請を行った場合、除斥期間にかかわらず、当該要請から3年間は更

正・決定できることとする。

- (4) 利子税・還付加算金等の割合の引下げ
市中金利の実勢を踏まえ、利子税・還付加算金等の割合を引き下げる。

(現行：貸出約定平均金利＋1％)

→ 見直し：貸出約定平均金利＋0.5％)

令和2年度

国の一般会計予算等の概要

令和2年度の国の一般会計予算の概要は、次のとおりです。

1 一般会計歳入歳出の概算

令和2年度の一般会計歳入歳出の概算は、次のようになっています。

(単位 億円)

区 分	前年度予算額 (当初) (A)	令和2年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B－A)	伸率
歳 入				%
1. 租 税 収 入 及 印 紙 収 入	624,950	635,130	10,180	1.6
2. そ の 他 収 入	63,016	65,888	2,872	4.6
3. 公 債 金	326,605	325,562	△ 1,043	△0.3
(1) 公 債 金	69,520	71,100	1,580	2.3
(2) 特 例 公 債 金	257,085	254,462	△ 2,623	△1.0
合 計	1,014,571	1,026,580	12,009	1.2
歳 出				
1. 国 債 費	235,082	233,515	△ 1,567	△0.7
2. 一 般 歳 出	619,639	634,972	15,333	2.5
3. 地 方 交 付 税 交 付 金 等	159,850	158,093	△ 1,758	△1.1
合 計	1,014,571	1,026,580	12,009	1.2



全国間税会総連合会
第47回通常総会

+++2020仙台大会+++
令和2年9月10日(木)
ホテルメトロポリタン仙台

東北から感謝を込めて
仙台国税局間税会連合会

南九州間税会連合会

会長 池部正紀

大分県間税会連合会 会長 池部正紀
熊本県間税会連合会 会長 青木祐心
鹿児島県間税会連合会 会長 窪田伸一
宮崎県間税会連合会 会長 木村繁弘

事務局 〒871-0024
大分県中津市中央町2-3-16
TEL:0979-24-5480 FAX:0979-24-5485
E-mail: kanzei@honten.co.jp

2 租税及び印紙収入予算額（一般会計・特別会計の合計額）

令和2年度の国の租税及び印紙収入の予算額（一般会計分）は、63兆5,130億円となっています。
これを税目別にみますと次のようになっており、消費税の収入（国の消費税7.8%分の収入）は21兆7,190億円で、国税トップの基幹税となっています。

税 目	予 算 額	構成比	税 目	予 算 額	構成比
直接税	億円	%	間接税等	億円	%
所 得 税	195,290	28.7	消 費 税	217,190	31.9
復 興 特 別 所 得 税	4,111	0.6	酒 税	12,650	1.9
法 人 税	120,650	17.7	た ば こ 税	9,140	1.3
地 方 法 人 税	14,564	2.1	た ば こ 特 別 税	1,230	0.2
相 続 税	23,410	3.4	揮 発 油 税	22,040	3.2
地 方 法 人 特 別 税	11,704	1.7	地 方 揮 発 油 税	2,358	0.3
特 別 法 人 事 業 税	8,214	1.2	石 油 ガ ス 税	60	0.0
直接税計	377,943	55.5	石油ガス税（譲与分）	60	0.0
			航 空 機 燃 料 税	540	0.1
			航空機燃料税（譲与分）	154	0.0
			石 油 石 炭 税	6,550	1.0
			電 源 開 発 促 進 税	3,150	0.5
			自 動 車 重 量 税	3,930	0.6
			自動車重量税（譲与分）	2,869	0.4
			国 際 観 光 旅 客 税	540	0.1
			関 税	9,460	1.4
			と ん 税	100	0.0
			特 別 と ん 税	125	0.0
			印 紙 収 入	10,430	1.5
			間接税等計	302,576	44.5
			合 計	680,519	100.0

(注) 1 総額68兆519億円のうち、一般会計分は63兆5,130億円、特別会計分は4兆5,389億円となっています。
2 特別会計の税目別の収入は、次のとおりです。

地方法人特別税	1兆1,704億円
地方法人税	1兆4,564億円
特別法人事業税	8,214
地方揮発油税	2,358
石油ガス税（譲与分）	60
航空機燃料税（譲与分）	154
自動車重量税（譲与分）	2,869
特別とん税	125
たばこ特別税	1,230
復興特別所得税	4,111

3 直接税と間接税等の比率

令和2年度の予算額における直接税と間接税等の比率（いわゆる「直間比率」）は、前ページの2の表でみるように55.5：44.5ですが、これを過去に遡ってみますと、次のようになっています。

年 度	総 額	比 率	直 接 税	比 率	間接税等	比 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
昭和9～11年度	1,226	100	427	34.8	799	65.2
	億円		億円		億円	
25	5,702	100	3,136	55	2,566	45
30	9,363	100	4,811	51.4	4,552	48.6
35	18,010	100	9,784	54.3	8,226	45.7
40	32,785	100	19,416	59.2	13,369	40.8
45	77,732	100	51,344	66.1	26,388	33.9
50	145,043	100	100,583	69.3	44,460	30.7
55	283,688	100	201,628	71.1	82,060	28.9
60	391,502	100	285,170	72.8	106,332	27.2
平成元	571,361	100	423,926	74.2	147,435	25.8
5	571,142	100	396,582	69.4	174,560	30.6
10	511,977	100	303,397	59.3	208,580	40.7
15	453,694	100	254,727	56.1	198,967	43.9
20	458,309	100	264,507	57.7	193,802	42.3
25	512,274	100	311,381	60.8	200,893	39.2
26	578,492	100	328,821	56.8	249,670	43.2
27	599,694	100	335,753	56.0	263,941	44.0
28	589,563	100	328,527	55.7	261,035	44.3
29	593,159	100	337,132	56.8	256,027	43.2
30	642,241	100	377,359	58.8	264,883	41.2
令和元（見込）	640,577	100	363,066	56.7	277,511	43.3
令和2（予算）	680,519	100	377,943	55.5	302,576	44.5

（備考） 1 本表は国税について作成したものである。
2 「直接税」及び「間接税等」の区分は下記による。
直接税 所得税（譲与分を含む）、復興特別所得税、法人税、地方法人税、復興特別法人税、法人特別税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、特別法人事業税、相続税、地価税、富裕税、再評価税、地租、営業収益税、資本利子税、鉱業税、臨時利得税、旧税及び還付税収入
間接税等 直接税以外のもの

広島国税局間税会連合会

会 長 池田 晃治

広島県間税会連合会

会 長 久保 弘睦

山口県間税会連合会

会 長 村谷 太洋

岡山県間税会連合会

会 長 浅野 益弘

鳥取県間税会連合会

会 長 杉原弘一郎

島根県間税会連合会

会 長 山崎 純

四 国 間 税 会 連 合 会

会 長 村上 義憲

香川県間税会連合会

会 長 村上 義憲

愛媛県間税会連合会

会 長 佐伯 要

徳島県間税会連合会

会 長 佃 充生

高知県間税会連合会

会 長 熊沢慎一郎



北海道間税会連合会
会長
高橋 則行

北海道間税会連合会（北海道間連）の「局連だより」を寄稿させていただくのは、6年ぶりかと思いますが、北海道間連の地域性を紹介するうえで、前回と一部同様の記述があることをご了承願います。北海道間連は昭和48年に「北海道消費税協力会連合会」として設立され、消費税導入に伴い平成2年6月に現在の名称に改称されています。北海道間連は30単会から構成されていますが、広大な土地柄、札幌から陸路で200km以上離れている単会が3分の1強を占める（内300km超は4単会）という状況にあります。このような地理的条件のもと、北海道間連には県連というものがなく、通常総会をはじめ各種会議等は札幌で開催しておりますが、遠方からご出席いただく皆様は日帰りが無理という場合も多く、また、冬期間は風雪により飛行機が欠航する、あるいはJR等各種交通機関にも支障が出るなど大変厳しい条件下にあり、距離、時間そして経済的にも大きな負担となっています。しか

しながらこのような状況の中で、総会は勿論のこと各種会議等には全道各地から多数ご出席いただくなど、当連合会の運営等にご協力をいただいておりますが、これも各単会の会長はじめ役員皆様の多大なるご尽力の賜物と深く感謝しているところです。

さて、昨年10月には消費税率10%への引き上げと軽減税率制度の導入という大きな変革がありました。軽減税率制度には様々な問題があるとして私共間税会としてはその導入に強く反対してきましたが、一方では税務行政の円滑な運営に協力することを基本理念とする団体としては、新たな制度の導入に当たり戸惑うことや間違いが生じないように説明会の開催などその周知に努めると共に、消費税期限内完納運動にも積極的に取り組んできたところです。今後導入が予定されているインボイス制度の周知や消費税率引き上げによる滞納増加の懸念を踏まえた消費税期限内完納運動について、全道の役員・会員皆様のご協力のもと更に推進していきたいと考えています。以下、活動状況の一端を紹介させていただきます。



大通公園



大通公園：東方向のテレビ塔



テレビ塔から見た大通公園

表紙「大通公園」を語る

札幌市の中心地に位置し、東西約1.5kmの一部大通となっている公園で、芝生や花壇、噴水などが整備されており、ライラック、ハルニレ、ケヤキをはじめとした沢山の樹木があるなど、札幌市民の憩いの場となっている。

また、夏は「YOSAKOIソーラン祭り」「さっぽろ夏まつり（ビアガーデン）」、冬は「さっぽろホワイトイルミネーション」「さっぽろ雪まつり」など各種イベントが開催され、多くの観光客で賑わう公園でもある。

1 組織状況

組織状況等は次のとおりである。(退会者が多く苦慮している。ビジターに行事の雰囲気を感じてもらおうなどの加入勧奨が効果的である。)

○会員数の推移(各年4月1日現在) 人社

区分	27年	28年	29年	30年	31年
会員数	4,718	4,678	4,826	4,785	4,736
増減	△42	△40	148	△41	△49

2 各種活動状況

(1) 令和元年度北海道間連会議等開催状況

会務運営等遂行のため次の会議等を実施している。

会議等内訳	実施時期
正副会長・部会長会議	4月・8月
広報・税制委員会	5月
通常総会(親会、青年・女性部会)	6月
事務担当者会議	6月
北海道税務関係団体連絡協議会	6月・9月
全道間税会会長会議・常任理事会 納税表彰受彰祝賀会・賀詞交歓会	1月



(2) 消費税等に関するアンケート調査

消費税等のアンケート調査は間税会活動の一つの柱である提言活動の基礎となるものであり、単会の協力のもと少しでも多くの回答が得られるよう努めている。

なお、当該アンケート調査の結果を踏まえ5月開催の広報・税制委員会で協議・検討のうえ税制等への提言事項を取りまとめることとしている。



○過去5年間の取組状況(回答率)

年度	27	28	29	30	31(元)
回答率	74.9%	82.5%	74.6%	86.7%	84.4%

(3) 消費税軽減税率制度説明会等開催状況

国税局、税務署から講師派遣をいただき説明会(研修会)を開催するなど、軽減税率制度の周知・広報に努めた。なお、平成31年1月から3月にかけて札



幌・旭川・帯広・函館において国税局との共催による集中説明会が開催されたが、「北海道間連ほか開催地の各間税会の多大なる貢献があった」として、代表という形で北海道間連に国税局長からの感謝状が贈呈された。

○平成30年4月～31年4月の説明会等開催実績

開催者区分	主・共催区分	開催件数	参加者数
単会	主催分	32	824
	共催分	54	1,453
	合計	86	2,277
北海道間連	主催分	3	131
	共催分	12	257
	合計	15	388

(注) 令和元年5月～9月までの開催予定での説明会等は「開催回数39回・参加見込約1,500名」である。

(4) 「税の標語」募集

○一昨年度(平成30年度)、札幌地区租税教育推進協議会が行った「小学生の税に関するモデル授業」に札幌5間税会連絡協議会(当番事務局:札幌西間税会)がオブ参加し、同席した校長先生等に「税の標語」応募への協力要請を行い、その結果、昨年度の「税の標語」の募集では、新たに2校の小学校から応募があった。



○岩見沢間税会は、岩見沢税務署管内にある教育委員会のうち、5つの教育委員会に「税の標語」の応募要請を行い、3,009点という全道一の応募数となっている。

○小中学生等からの応募作品のうち、優秀作品として北海道間連会長賞あるいは単会会長賞が設けられ、「税を考える週間」等において表彰しており、受賞した生徒の励みにもなっている。

○また、これら賞状には受賞となった作品(標語)が印刷されており、インパクトのあるものとなっている。

○過去5年間の応募状況

年度	27	28	29	30	元
応募数	5,084	6,719	8,212	7,713	9,274
単会数	10	12	13	14	17

(5) 「税を考える週間」協賛行事実施

「税を考える週間」では、クリアファイル(世界の消費税)配布等の街頭広報、税金クイズ大会など単会の主催あるいは他団体との共催により、各単会がそれぞれ工夫を凝らし各種行事を実施し、これら行事が地元新聞にも大きく取り上げられるなど、適正申告等の啓発とともに間税会活動を大きくアピールしている。

○令和元年度協賛行事実施状況(他団体との共催含む)

行事内容	単会数	行事内容	単会数
講演会等	21	利き酒	5
横断幕	1	税の標語等展示	9
税金クイズ	8	懇談会	1
税の標語表彰	17	税の相談等	1
街頭広報	4	消費税完納運動	30



(6) 消費税期限内完納運動の推進

北海道間連は消費税期限内完納運動を一層推進する観点から、北海道納税貯蓄組合連合会との共催により、消費税の期限内完納と備蓄預金等と呼びかけるリーフレットを作成し、会員はもとより広く周知を図るべく金融機関に当該リーフレットの備え置きを依頼することとし、「税を考える週間」において北海道内30単会が一斉に各地の金融機関へのリーフレット引渡し式を行った。この様子は地元新聞等にも大きく取り上げられ、消費税期限内完納への意識喚起を図るうえで非常に効果の大きい施策となった。(写真は、札幌5間税会連絡協議会から北海道信用金庫へのリーフレット引渡し。)



た。(写真は、札幌5間税会連絡協議会から北海道信用金庫へのリーフレット引渡し。)

(7) 地域のイベントに参加・・・間税会をアピール
単会では、次の様なイベントに参加しその地域に密着した活動を通じて、間税会活動をアピールしている。

○函 館～函館港まつりの「いか踊り」に他の税務関係団体と結成した総勢400名弱の踊り手が飛び、跳ね踊り、山車の上からは、「e-Taxの利用促進」などを呼びかけた。



○岩見沢～IWAMIZAWA「ドカ雪まつり」で他の税務関係団体との共催で「税金クイズ」を実施。

○旭川中～他の税務関係4団体共催で「烈夏七夕まつり」の山車連行に参加し、趣向を凝らした山車に適正申告等と呼びかけるのぼり旗を掲げアピールした。



○留 萌～「留萌市子どもまつり」で他の税務関係団体との共催で「税金クイズ」を実施。

3 税務関係団体との連携・協調

●北海道間連、法人会、税理士会等税務関係5団体を構成員とする北海道税務関係団体連絡協議会(税団協)と国税局との協議会が開催(年2回)されるなど、国税局、各団体との意見交換や連携・協調のもと各種活動を推進している。

●「税を考える週間」協賛行事として、税団協主催による「国税局長講演会と中学生の税についての作文朗読会」が開催され、北海道間連の会員も多数参加し、税に関する啓発活動の一翼を担っている。



消費税期限内完納運動の推進を！！



消費税備蓄預金呼びかけのリーフレット作成～金融機関へ備え置きを依頼

北海道間税会連合会 会長 高橋 則行

北陸間税会連合会

会 長 高桑 幸一

石川県間税会連合会 会長 高桑 幸一

富山県間税会連合会 会長 朝日 重剛

福井県間税会連合会 会長 上田 祐広

事務局 〒920-0919

石川県金沢市南町4番60号

TEL:076-222-2910 FAX:076-224-2239

「税の標語」の応募状況

「税の標語」の募集は、平成5年度から実施しており、令和元年度は27回目になりました。

令和元年度においては、間税会会員、その家族や知人などのほか、小中学校等を通じてその児童生徒、さらにはインターネットにより、広く募集した結果、全国から507,026点(昨年度：452,388点)と、はじめて50万点を超える応募がありました。

「税の標語」の募集は、租税教育及び税の啓発活動の観点から、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布と並んで、間税会にとって主要な事業になっています。

この募集活動をさらに進めるために、「税の標語」を100点以上募集した間税会に対しては、全間連から報奨金が支給されることになっており、令和元年度においては、233の間税会に支給されました。

○「税の標語」局間連別の応募状況

区 分	令和元年度			平成30年度		
	応募数	構成比	応募単会数	応募数	構成比	応募単会数
	点	%		点	%	
東 京	211,555	41.72	82(84)	196,811	43.50	82(84)
関東信越	91,854	18.12	61(63)	72,279	15.98	61(63)
大 阪	0	0.00		0	0.00	
北 海 道	9,274	1.83	17(30)	7,713	1.70	14(30)
仙 台	9,623	1.90	11(52)	7,493	1.66	9(52)
東 海	124,206	24.50	43(48)	112,791	24.93	38(48)
北 陸	11,165	2.20	7(15)	7,123	1.57	7(15)
広 島	21,738	4.29	35(50)	21,217	4.69	34(50)
四 国	9,910	1.95	10(25)	7,536	1.67	7(25)
福 岡	8,532	1.68	12(31)	8,738	1.93	14(31)
南九州	3,605	0.71	6(35)	5,097	1.13	7(35)
沖 縄	3,533	0.70	1(6)	4,118	0.91	1(6)
業 種	0	0.00		0	0.00	
ネット他	2,031	0.40		1,472	0.33	
合 計	507,026	100.0	285(439)	452,388	100.0	274(439)

○報奨金の支給対象となった間税会と応募数

局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)
東 京	麹 町	1,424	東 京	江戸川北	333	東 京	柏	1,031	関東信越	上 田	1,495
"	神 田	483	"	江戸川南	1,037	"	市 川	497	"	諏 訪	690
"	日 本 橋	577	"	江 東 西	1,228	"	船 橋	6,914	"	伊 那	110
"	京 橋	694	"	江 東 東	1,216	"	佐 原	2,322	"	信濃中野	104
"	芝	930	"	青 梅	612	"	銚 子	1,154	"	新 潟	4,585
"	麻 布	2,463	"	八 王 子	5,862	"	東 金	2,241	"	新 津	2,081
"	小 石 川	5,445	"	日 野	3,608	"	茂 原	2,645	"	三 条	541
"	本 郷	1,968	"	町 田	2,539	"	木 更 津	6,269	"	長 岡	142
"	上 野	2,551	"	立 川	12,523	"	館 山	1,271	"	小 千 谷	860
"	浅 草	1,328	"	東 村 山	16,132	"	甲 府	7,229	"	高 田	3,517
"	品 川	1,966	"	武 蔵 野	1,137	関東信越	浦 和	1,394	"	糸 魚 川	270
"	荏 原	2,115	"	武蔵府中	2,703	"	朝 霞	2,180	"	村 上	115
"	大 森	1,608	"	横 浜 中	791	"	大 宮	14,648	"	佐 渡	101
"	雪 谷	636	"	横 浜 南	3,203	"	上 尾	797	北 海 道	札 幌 中	328
"	蒲 田	466	"	保土ヶ谷	2,140	"	川 口	190	"	札 幌 西	423
"	世 田 谷	2,787	"	戸 塚	2,092	"	所 沢	15,408	"	札 幌 北	109
"	北 沢	3,799	"	神奈川・港北	1,130	"	東 松 山	1,383	"	札 幌 東	387
"	玉 川	2,421	"	緑	6,416	"	秩 父	2,298	"	函 館	1,064
"	目 黒	2,285	"	鶴 見	1,267	"	熊 谷	16,683	"	岩 見 沢	3,009
"	澁 谷	1,330	"	川 崎 南	1,228	"	本 庄	2,116	"	旭 川 中	348
"	新 宿	601	"	川 崎 北	1,467	"	春 日 部	7,297	"	旭 川 東	766
"	中 野	1,958	"	川 崎 西	3,622	"	越 谷	855	"	富 良 野	115
"	杉 並	1,762	"	横 須 賀	887	"	水 戸	1,594	"	名 寄	531
"	荻 窪	5,408	"	鎌 倉	429	"	日 立	135	"	留 萌	210
"	板 橋	161	"	藤 沢	2,524	"	竜ヶ崎	201	"	室 蘭	1,081
"	練 馬 東	5,268	"	平 塚	3,069	"	土 浦	151	"	釧 路	196
"	練 馬 西	3,637	"	厚 木	516	"	下 館	4,012	"	十勝池田	132
"	豊 島	1,854	"	大 和	3,089	"	古 河	110	"	根 室	405
"	荒 川	4,870	"	相 模 原	4,219	"	宇 都 宮	2,045	仙 台	仙 台 北	138
"	足 立	1,171	"	千 葉 東	2,098	"	佐 野	1,018	"	栗 原	337
"	西 新 井	1,313	"	千 葉 西	4,622	"	藤 岡	1,064	"	安 達	1,393
"	本 所	1,989	"	千 葉 南	2,350	"	吾 妻	113	"	須 賀 川	2,600
"	向 島	1,607	"	成 田	4,681	"	沼 田	673	"	喜 多 方	855
"	葛 飾	4,991	"	松 戸	5,181	"	佐 久	185	"	白 河	3,218

局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)
仙 台	い わ き	440	東 海	鈴 鹿	3,146	広 島	府 中	786	四 国	阿波麻植	1,778
"	弘前地区	202	"	四 日 市	3,301	"	三 次	1,096	"	脇 町	110
"	寒河江西村山	405	"	松 阪	30,581	"	庄 原	1,549	"	高 知	1,038
東 海	名古屋東	1,854	"	伊 勢	3,119	"	徳 山	219	"	幡 多	1,122
"	名古屋西	135	"	伊 賀	205	"	光	212	"	南 国	140
"	昭 和	5,020	"	紀 州	736	"	厚 狭	588	福 岡	福 岡	312
"	熱 田	1,410	"	岐 阜 北	3,205	"	宇 部	303	"	田 川	1,192
"	尾張瀬戸	550	"	岐 阜 南	5,246	"	長 門	387	"	飯 塚	851
"	津 島	5,963	"	大 垣	4,852	"	岡 山 東	1,702	"	甘木朝倉	1,907
"	岡 崎	536	"	関	106	"	岡 山 西	2,639	"	大 牟 田	799
"	豊 田	163	"	飛 騨	866	"	西 大 寺	1,289	"	小 倉	2,250
"	東 三 河	4,754	北 陸	金 沢	1,158	"	玉 野	354	"	佐 賀	152
"	新 城	709	"	小 松	1,922	"	児 島	913	"	唐 津	217
"	静 岡	11,850	"	福 井	1,527	"	玉 島	720	"	武 雄	808
"	清 水	2,827	"	富 山	2,632	"	笠 岡	114	南 九 州	宇 土	256
"	伊豆下田	562	"	魚 津	3,000	"	津 山	463	"	玉 名	1,016
"	沼 津	2,102	"	高 岡	879	四 国	高 松	957	"	菊 池	1,295
"	三 島	596	広 島	広 島 東	3,208	"	丸 亀	1,060	"	加 治 木	254
"	熱海伊東	2,418	"	広 島 西	511	"	小 豆 島	485	"	種子屋久	729
"	富 士	1,217	"	広 島 南	236	"	西 条	2,006	沖 縄	那 覇	3,533
"	藤 枝	1,678	"	廿 日 市	104	"	新 居 浜	1,214			
"	島 田	1,592	"	呉	163						
"	磐 田	1,577	"	海 田	2,776						
"	掛 川	2,195	"	広 島 北	158						
"	浜 松 西	5,877	"	吉 田	434						
"	浜 松 東	1,042	"	東 広 島	112						
"	津	7,742	"	三 原	358						
"	桑 名	4,198	"	福 山	102						

(注)「税の標語」の募集活動に対する報奨金については、単位間税会からの年間の応募数に応じて、次の基準により支給される。

応募数	100 ～ 1,000点未満	1万円
	1,000 ～ 3,000点未満	2万円
	3,000 ～ 5,000点未満	3万円
	5,000点以上	4万円

「税の標語」募集

令和2年の「税の標語」を募集します。

◆ 内容

税（消費税に限定しません。）のPRになるものであれば、形式は、俳句・川柳調の5・7・5にこだわることなく自由です。短歌調のように長くなっても差し支えありません。

ただし、未発表のものに限りません。また、過去の入賞作品と同じものや著しく類似しているものは、入賞作品として採用しません。

◆ 募集要領

- 対象者 会員、非会員を問いません。
- 応募方法
 - 1 各間税会が取り纏める方法
 - 2 非会員で「全間連インターネットホームページ」等による方法
 住所、氏名、電話番号を書いて応募してください。
 「郵便」又は「FAX」の場合、判読できるよう明瞭な記載をお願いいたします。
- 応募期限 令和2年9月10日（木）

- 応募先 全国間税会総連合会事務局
〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町1-1-1
日本橋村松ビル
FAX 03-5829-3902

ホームページアドレス<http://www.kanzeikai.jp>

◆ 優秀作品

優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。

◆ 「税の標語」の活用

応募された作品は、全間連（傘下間税会を含む）の広報活動として利用する場合があります。その場合には、氏名・住所（市・区又は学校名）を掲載することがありますので、ご理解の上、応募ください。

◆ 「税の標語」の募集には、国税庁及び一般財団法人大蔵財務協会の後援をいただいています。

◆ 応募用紙記載例（郵便はがき）

「税の標語」

- ① 知ろう学ぼう考えよう 日本を支える
消費税
- ② 考えよう 税の役割り使い道
正しく納税 未来への投資

住所
氏名
電話番号
所属間税会 局間連
単位間税会

1. はじめに

全間連会報第148号「広報だより」担当の広報委員 西福岡間税会の橋本です。

会員の皆様方には平素より間税会活動に際しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

年号が「令和」になり2年目の年に入りましたが、福岡局間連の福岡の地には太宰府天満宮があり、「令和」の由来となった万葉集の序文は福岡県太宰府市内にある「坂本八幡宮」が舞台と言われ、全国より参拝や史跡めぐりをする観光地として注目を浴びております。

消費税率が10%へ引き上げられ、これによる消費の落ち込みや景気上昇の減速の可能性が懸念され、低所得者層の負担が大きくなる逆進性を防ぐために、特定の品目に対して軽減税率8%が適用されました。

間税会も運用に際しての啓発活動を推し進めているようにしている矢先、コロナウイルスの発生が起き世界的に厚生面、経済面へ大きな影響を与えております。経済的な面で『消費税の負担を軽減しては?』という意見もありますが、早く終息のめどが付き安寧な社会生活に戻ることを期待しております。

2. 活動報告

●間税会ニュースの発行

福岡局間連の活動では、間税会ニュースを年3回発行し、会員の皆様に税や社会に関する情報を発信して、お役に立てるようにしております。



平成30年1月	51号	平成29年度「税を考える週間」行事実施状況
平成30年5月	52号	消費税の軽減税率制度の実施について
平成30年9月	53号	軽減税率制度への対応
平成31年1月	54号	全間連創立45周年記念式典ご報告
令和元年5月	55号	「税の標語」募集と昨年度の優秀作品
令和元年9月	56号	消費税・地方消費税についての大切なお知らせ
令和2年1月	57号	全間連通常総会 中津大会開催

●「税の標語」の応募状況

令和元年度で27回目となる「税の標語」ですが、税の標語の募集を通じ税の啓発、広報及び租税教育推進の一環として全国的に取り組み、福岡局間連では管内31間税会に会員ばかりではなく学校などからの応募もお願いしております。

	応募点数 (福岡局間連)	構成比/全国	応募単会数
平成30年度	8,738	1.93	14
令和元年度	8,532	1.68	12

各間税会に1件でも積極的に応募するように、さらに働きかけたいと考えております。

●福岡ブロック間税会連絡協議会について

福岡局間連の31間税会を6つのブロックに編成し、ブロック毎に毎年会議を開き、各間税会の抱えている問題点などを発表し改善策などの意見交換、組織拡大強化や事業活動の提案、退会防止策などについて検討協議し、ご出席の所轄国税局消費税課長、税務署署長、関係統括官にご意見や指導を戴いております。

*令和元年10月10日(木) 今回担当 福岡間税会『福新楼』福岡市中央区今泉にて

来賓

福岡国税局消費税課長 林 清貴 様
福岡税務署 署長 田崎 康文 様
福岡国税局間税会連合会 会長 中野 文治 様

●西福岡間税会 青年・女性部の活動状況

更なる発展を目指し、斬新なアイデアや行動力のある活動を行ってゆきたいと考え、青年・女性部の組織拡大を積極的に行うため「会員増員担当役員」を設け、年々実績を伸ばしております。

また部員同士交流と親睦を深めるため、青年・女性部が主体となり、夏季研修会(バスハイク)やイベントの企画を積極的に行い、毎回参加者も多く、大好評であります。皆様に楽しんでいただけるような活動を継続して行なってゆきたいと思っております。

今後も会員各人が現状に対する問題意識を持ち現状打開に対する明確な目的意識をもって各事業活動を行うことが必要と考えております。それが青年・女性部を活性化させ、やがて組織全体の活性化に結び付くのではないかと考えております。



3. おわりに

西福岡間税会では、消費税を中心とする間接税の会として、税についての啓発・広報活動を幅広く展開するとともに、多くの検討課題に対し、積極的な提言等をしていく必要があると考えております。魅力ある会務運営の実現のために会員の直接参加を得て、楽しみながら諸活動を行っていただくと考えております。

皆様の一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

全間連の主な動き (2. 1. 23 ~ 4. 10)

- 1月23日(木) 税制委員会、正副会長会議、常任理事会、
納税功労表彰受彰祝賀会、新年賀詞交歓会
東京
2月4日(火) 第15回モデル会会長会同 事務局
4月10日(金) 企画会議 事務局

常任理事会開催される

去る1月23日(木)開催の納税功労表彰受彰祝賀会に先立って、常任理事会が開催されました。

主な議事内容は、次のとおりです。

1 共通関係

- (1) 今年の課題について、説明があり了承されました。
- (2) 令和2年全間連会議・行事計画が提案どおり了承されました。
また、第47回通常総会は仙台局間連が担当で行うことが了承されました。
- (3) 納税功労表彰受彰祝賀会の開催について説明があり、了承されました。
- (4) 令和元年分の所得税及び個人事業者の消費税確定申告期の行政協力について説明があり、了承されました。
- (5) 国税電子申告・納税システム(e-Tax)の普及及び定着に向けたお願いについて説明があり、了承されました。
- (6) 活性化等推進費の支給対象等について説明があり、了承されました。

2 広報関係

- (1) 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの作成等について説明があり、了承されました。
なお、全間連への作成申込みは6月末を期限とし、全間連から各局間連等への送付は9月上旬を目途とされました。
- (2) 本年も全間連の主要行事の一つとして「税の標語」の募集と活用に積極的に取り組むこととされました。
なお、応募期限は9月10日(木)とされました。

3 税制関係

- (1) 令和2年度税制改正大綱について説明があり、了承されました。
- (2) 税制及び執行並びに歳出に関する提言活動について、令和2年度における税制改正等に向けての提言活動・日程について説明があり、了承されました。
- (3) 消費税等に関するアンケート調査について、令和2年の消費税等アンケート調査について説明があり、了承されました。

第47回通常総会

(2020仙台大会)のご案内

仙台国税局間税会連合会 会長 来海 伸博

全間連第47回通常総会は、仙台国税局間税会連合会の担当で、下記日程で開催いたします。

当連合会では、皆様方へ東北から感謝を込めて開催いたします。鋭意準備を進めておりますので、会員の皆様の多数のご参加を心よりお待ちしております。

記

- 1 開催日 令和2年9月10日(木)
- 2 会場 ホテルメトロポリタン仙台
- 3 次第 正副会長会議 12:00 ~ 12:50
(3階「藤」)
常任理事会 13:00 ~ 13:40
(3階「曙」)
青年部総会 13:00 ~ 13:30
(4階「芙蓉」)
女性部総会 13:00 ~ 13:30
(5階「ル・リアン」)
通常総会 13:45 ~ 15:05
(4階「千代」)
記念講演 15:15 ~ 16:05
(4階「千代」)
懇親会 17:10 ~ 18:40
(4階「千代」)

納税功労表彰受彰祝賀会・ 新年賀詞交歓会開催される



令和2年1月23日(木)東京都港区・東京プリンスホテルにおいて、納税功労表彰受彰祝賀会が開催されました。

祝賀会では、叙勲等受章者4名、財務大臣表彰受彰者9名、国税庁長官表彰受彰者15名、国税局長表彰受彰者32名の方々に、片岡副会長から感謝状が贈られました。

続いて開催された新年賀詞交歓会では、ご来賓として出席いただいた財務副大臣の藤川政人様からご挨拶をいただいた後、日本税理士会連合会会長 神津信一様の乾杯のご発声で祝宴に入り、多くのご来賓の方々と交え、和やかな中にも盛り上がった交流が行われました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難なおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思。
- ・ 納期限から 6 か月以内に申請がある。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。

（注） 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として 1 年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年 8.9%→軽減後 年 1.6%※）。

※令和 2 年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第 151 条の 2

収入が概ね 2 割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし

1 年間猶予

無担保

特例 猶 予 の 要 件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和 2 年 2 月以降の任意の期間（1 か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね 20%以上減少していること。
- ② 一時に納税することが困難であること。

○ 令和 2 年 2 月 1 日から同 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来する国税が対象です。対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎている未納の国税（猶予中のものも含みます。）についても、遡って特例を適用することができます（法律の施行から 2 か月間に限ります。）。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

納税の猶予の特例 新型コロナ税特法第 3 条

猶予の申請方法は次頁へ

令和 2 年 4 月

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」をご利用ください。

【受付時間】 9 : 00～17 : 00（土日祝除く。）

電話番号はこちら

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm



猶 予 の 申 請 方 法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又は e-Tax を利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センターにお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は納期限までに申請が必要です。
（注）法律の施行から2か月間は納期限後であっても申請できます。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行法での猶予が受けられる場合があります。
（注）現行猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。

税 務 署 に お い て 所 定 の 審 査 を 迅 速 に 行 い ま す

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し付けください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条

国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検 索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税の詳細については、総務省のホームページをご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

